毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは繰下発行)

 \bigcirc

 \bigcirc





平成17年

特定事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針(個人情報取扱指針)

香川県知事

紀

3月8日(火曜日)

(●印は、県法規集掲載事項) ページ 二用語の意義 情報の保護のために適切な措置を講ずるための諸原則を定めるものである。 **ろとなるよう作成したものであり、特定事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、個** 人の権利利益の保護を図るとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人 この指針は、特定事業者が事業の実施に伴い個人情報を適正に取り扱う際のよりどこ この指針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情

告

目

次

◉特定事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針 (個人情報取扱指針)

◉平成十一年香川県告示第六百五号 (事業者の個人情報の適正な取扱いに関す

(県民参画課)

報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ

るもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別するこ

漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定 (水 産

る指針 (個人情報取扱指針))の廃止

とができることとなるものを含む。)をいう。

Ξ

2 この指針において「個人データ」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特 個人情報をいう。 定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを構成する

3 この指針において「保有個人データ」とは、特定事業者が、開示、内容の訂正、追 加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を 有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が 害されるもの又は六月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

公

道路の位置指定

建

四

(都市計画課) 築 課)

都市計画の変更 (二件)

特定計量器定期検査の実施

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

土地改良事業の適否決定 (四件)

(土地改良課) (計量検定所) (経営支援課)

七六五

土地改良事業に係る換地処分の届出 (二件)

監査委員公表

包括外部監査結果に対する措置状況の公表

告

示

定の個人をいう。 この指針において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特

Ξ 個人情報の利用目的の特定及び個人情報の利用目的による制限

1 的」という。)をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で個 人情報を取り扱うものとする。 特定事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的 (以下「利用目

2 有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。 特定事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を

特定事業者は、 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、

3

香 Ш 県 報

平成十七年三月八日

平成十七年三月八日

により、特定事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を次のとおり作成した。

香川県個人情報保護条例 (平成十六年香川県条例第五十七号) 第四十七条第一項の規定

香川県告示第百三十号

(第九二二六号)

得て行うものとする。 その取扱いが客観的に相当であると認められる場合を除き、あらかじめ本人の同意を

四個人情報の適正な取得等

- 1 特定事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- の利用目的を、本人に通知し、又は公表するよう努めるものとする。 る場合又はその取扱いが客観的に相当であると認められる場合を除き、速やかに、そ2 特定事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表してい

3

- 対し、その利用目的を明示するものとする。は、その取扱いが客観的に相当であると認められる場合を除き、あらかじめ、本人に3.特定事業者は、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合
- 通知し、又は公表するよう努めるものとする。4(特定事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に4)特定事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に

五 個人データの第三者提供の制限

ると認められる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得て行うものとする。特定事業者は、個人データを第三者に提供するときは、その提供が客観的に相当であ

六 個人データの適正な管理

- 新の内容に保つよう努めるものとする。 1 特定事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最
- 人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。 2 特定事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個
- **ータの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うもの3 特定事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人デ**
- つ適切な監督を行うものとする。を委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要か4 特定事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱い
- 七 保有個人データの公表、開示、訂正等及び利用停止等
- 1 特定事業者は、保有個人データに関し、当該特定事業者の氏名又は名称、保有個人

- ついて、本人の知り得る状態に置くよう努めるものとする。データの利用目的その他保有個人データの適正な取扱いの確保のために必要な事項に
- たときは、本人に対し、当該保有個人データを開示するものとする。 2 特定事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められ
- れに応じるものとする。とが判明したときは、不適正な取扱いを是正するために必要な限度で、遅滞なく、こ以下「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があるこないという理由によって、当該保有個人データの利用若しくは提供の停止又は消去(ないという理由によって、当該保有個人データの利用若しくは提供の停止又は消去(特定事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの取扱いが適正で
- をとる場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。の措置の全部又は一部について、その措置をとらない場合又はその措置と異なる措置5 特定事業者は、本人から求められた保有個人データの開示、訂正等又は利用停止等

ハー苦情への対応

する。特定事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努めるものと

九(個人情報を適正に取り扱うための体制の整備)

扱うために必要な体制の整備に努めるものとする。特定事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情への対応その他個人情報を適正に取り

十 分野別ガイドラインの尊重

に関するガイドラインを尊重するよう努めるものとする。(特定事業者は、その取り扱う個人情報について各主務大臣が策定する個人情報の保護)

香川県告示第百三十一号

事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針 (個人情報取扱指針) (平成十一年香川

県告示第六百五号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月八日

真 鍋 武 紀

香川県告示第百三十二号

おける区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第五項により公 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、内水面に

平成十七年三月八日

香川県知東 武 紀

免許の内容となる事項

漁業の種類 第二種区画漁業

漁業の名称 魚類養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

漁業の時期

漁場の位置及び区域 別表のとおりとする

二 制限又は条件

ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の

施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

2 知事が定める様式により、毎年四月末日までに、その年度の養魚計画及び前年度の

水利関係者との同意事項を遵守し、協調の上操業しなければならない。

養魚実績を提出しなければならない。

免許予定日 平成十七年四月一日

四 免許の存続期間 平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

地元地区 別表のとおりとする。

五

六 免許申請期間 平成十七年三月十七日から同月十八日十七時まで

思表

香

Ш

県

報

平成十七年三月八日

1	計画番号
高松市西植田町 4245	漁場の
<u>-</u>	位置
神内池	漁場の区域(池名)
高松市	地元地
	×

観音寺市粟井町 1942	4 三豊郡詫間 160	
製井町 1942	【都詫間町大字松崎字山下	
北田井池	大院治	
 	川豐芸	
・観音寺市	・観音寺市	

香川県告示第百三十三号

いて準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定によ 条第一項の規定により高松広域都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八

り公衆の縦覧に供する。

平成十七年三月八日

都市計画を変更する土地の区域

香川県知事

武

紀

三・三・一〇五 屋島西宝線

三・四・一五 高松港海岸線

三・四・二一七 中新町鬼無線

縦覧に供する図面表示のとおり 三・四・一一八(東浜港花ノ宮線

縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第百三十四号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八

いて準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定によ 条第一項の規定によりさぬき都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項にお

り公衆の縦覧に供する。

平成十七年三月八日

香川県知事 紀

都市計画を変更する土地の区域

鴨部川流域下水道 (大川西部処理区)

縦覧に供する図面表示のとおり

縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第百三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道

路の位置を次のように指定した。

平成十七年三月八日

香川県知事 武 紀

指 定 号 善土指道 第二十二号

指定年月日 平成十七年二月二十二日

Ξ 指定道路の位置 仲多度郡琴平町字川東二六〇 一、二六〇 一四、二六八 一及び

指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇〇メートル

四

延長 三〇・八六メートル

関係の図面は、 香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に

供する。

公 告

香川県公告第百四十六号

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第一項

の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規

定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 武

紀

届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社パウ・クリエーション

東京都江戸川区北葛西四丁目一四番一号

大規模小売店舗の名称及び所在地

2

パウ高松上天神 高松市上天神町字中の坪五三六番地ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社ロッキー 高松市勅使町五四七番地一

有限会社29ツエンティーナイン 高知県高知市相模町一〇番一四号

株式会社パー ぷどしゃっと 東京都渋谷区神宮前五丁目四七番八号一〇一

4 変更年月日

平成十六年十二月二日

5 変更理由

当該大規模小売店舗において未確定区画に新たな小売業の入店があったため

= 届出年月日

平成十七年二月二十五日

三届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1

縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年三月八日 (火曜日) から同年七月八日 (金曜日) まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

を記載した書面を本日から四月以内 (平成十七年七月八日 (金曜日) まで) に次の提出 辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目

先に提出することができる。

援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

記載すべき項目

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第百四十七号

で実施する。 は、平成十七年七月一日から同年八月三十一日までの間に、当該特定計量器の所在の場所 査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七 十号)第三十九条第一項第一号から第五号までに該当する特定計量器の定期検査について 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検

平成十七年三月八日

紀

香川県知事 真 鍋 武

非自動はかり (計量法施行令 (平成五年政令第三百二十九号) 第五条第一号又は第二

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

定期検査の対象となる特定計量器

別表のとおり

別表

善通寺町一~七丁目・ 中村町・弘田町	与北町・吉原町・碑殿 町・金蔵寺町・原田町 木徳町	検査区域 (善通寺市)
5 月 24	5 月 19	藢
3(火)	虫(木)	ー
5月24氏火) 10:00~15:00	5月19日(木) 10:00~15:00	Ш
~ 15:00	~ 15:00	畢
善通寺	善通寺	茶
善通寺市民会館	善通寺市民会館	一
會	計	軸
		Æ

昭和町・七間橋町・駅 通町・明星町・青柳町 ・栄町	村黒町・植田町・流岡 町・出作町	高屋町・室本町	中田井町・吉岡町・古川町・本大町	池之尻町・原町・新田 町	類井町	木心篱町	特田	加茂田町・仮屋町・元 町・蛭子町・南町・三 本松町	7	#####T	港町・琴浪町・瀬戸町	検 査 区 域 (観音寺市)	善通寺市全域(再検査)	上吉田町・下吉田町・ 生野町・上吉田町一~ 八丁目	善通寺町・仙遊町・大 麻町・生野本町―~二 丁目・文京町・稲木 町・櫛梨町・南町
6月13日(月)	6月10 日(金)		÷			I	6月7日(火)	6月2日(木)			5月31日(火)	檢查	5月30日(月)	5月26日(木)	5月25日(水)
10:00~15:00	13:00~15:00	10:00~11:30	13:00 ~ 15:00	10:00 ~ 11:30	13:00 ~ 15:00	10:00 ~ 11:30	10:00~15:00	10:00~15:00	10:00 ~ 12:00	8:50~ 9:40	10:00 ~ 15:00	田本	10:00~12:00	10:00~15:00	10:00~15:00
観音寺市民会館	香川県農協常磐支店	観音寺市高室公民館	観音寺市一丿谷公民館	観音寺市豊田公民館	観音寺市粟井公民館	観音寺市木之郷公民館	観音寺市柞田公民館	観音寺市西公民館	観音寺市伊吹丸事務所	観音寺市伊吹公民館	観音寺市西公民館	検 査 場 所	善通寺市民会館	善通寺市民会館	善通寺市民会館

香

Ш

県

報

観音寺市全域 再検査) 6月22日(水) 10:00~12:00	八幡町・有明町・大和町・春日町・中新町・ 中洲町・若宮町・坂本町・上岩町	茂木町・茂西町・上市町・天神町・天神町・幸町・殿町・川原町・柳町・中央町・三架橋通町
6月22日(水)	6月16民(木) 10:00~15:00	6月15日(水) 10:00~15:00
10:00 ~ 12:00	10:00~15:00	10:00~15:00
観音寺市民会館	観音寺市民会館	観音寺市民会館

香川県公告第百四十八号

定した。 業 (小規模・都市型) 今池下池地区) を行うことについて平成十七年二月十八日適当と決 第八条第一項の規定により、高松市香西土地改良区が土地改良事業 (団体営ため池整備事 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する同法

十一日まで縦覧に供する。 その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年三月二十二日から同年四月

平成十七年三月八日

香川県知事 真 武 紀

香川県公告第百四十九号

縦覧に供する。 業(東幼稚園地区))を行うことについて平成十七年二月二十三日適当と決定した。 第八条第一項の規定により、仲南町土地改良区が土地改良事業 (単独県費補助土地改良事 その関係書類を仲南町建設水道課において平成十七年三月十五日から同年四月四日まで 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

平成十七年三月八日

香川県知事

真

鍋

武

紀

香川県公告第百五十号

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地投 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する日

事業を行うことについて平成十七年二月二十三日適当と決定した

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十五日から同年四月四日

まで縦覧に供する。

平成十七年三月八日

	香川県知事真鍋	武紀
事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
名頃上地区共同施行	業)名頃上地区単独県費補助土地改良事業(ため池等整備事	済課 琴南町建設経
新生下地区共同施行	業)新生下地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事	"
吹佐古地区共同施行	排水事業)吹佐古地区香川用水非受益地域用水確保事業(かんがい	"
岩篭地区共同施行	排水事業)岩篭地区香川用水非受益地域用水確保事業(かんがい	"

香川県公告第百五十一号

業を行うことについて平成十七年二月二十三日適当と決定した。 同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

まで縦覧に供する。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十五日から同年四月四日

平成十七年三月八日

香川県知事

真

鍋

武

紀

改 [司 法 	仲南町	町
		щJ	名
単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)井倉池地区	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)寺池地区	区単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)中谷西池地	土地改良事業名
"	"	道課 仲南町建設水	縦覧場所

単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 春日地区 "

香川県公告第百五十二号

According

五十四条第三項の規定により、香川県三郎池土地改良区から平成十七年二月十七日土地改 良事業(非補助土地改良事業道池下流地区)の換地処分をした旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

香川県公告第百五十三号

四条第三項の規定により、奥谷地区土地改良事業共同施行から平成十七年二月十七日土地 改良事業 (非補助土地改良事業 (奥谷地区)) の換地処分をした旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

監査委員公表

香川県監査委員公表第1号

り公表する。 ったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとお 平成15年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があ

平成17年3月8日

香川県監査委員 Ш

クカエ 뚬

Ц

믜 沁

包括外部監査の結果に対する措置状況

回 回 回

公共工事に関する財務事務の執行について

Ш 県 報 平成十七年三月八日

香

区分	通田	指摘内容(要約)	講じた措置等
金融		県の決裁権限の適用に当たって は、工事金額変更時においても当 初の設計金額を基準に決裁するこ	大いいて、 等易刑務事 等易刑務事
ų X	工乗るい事約決てのに裁りに裁り	は、上手出版の (ででででででででできる。	
		初の設計金額が5,000万円未満の場合は土木事務所長が決裁し、その後変更で5,000万円以上になっても本庁決裁による牽制は図られない。しかし、設計金額が多額になると、指名業者数が増加し、より高い業者ランクが求められる場合もあり、金額変更において何らかの牽制が必要と思われる。工事の請負金額を変更増額する	
		場合は、金額的重要性が増した訳であるから、当初設計金額ではなく変更増額後の設計金額の基準による決裁を受けるよう、規定を改み、適切が運用が増まれる	
		また、工事の変更に関する事務 決裁規程等の決裁権限によると、 当初施行の場合より金額の大きい 工事についても決裁が可能となっ	
		t、変更割合、変 工期延長期間に 正期近長期間に 「本設け、その基 ・本庁沖井とする	
		いは理由を報告する制度を設必要がある。その上で著しい必要がある。その上で著しい契約が生じた場合、内容を分た上で、注意点などを各土木た上で、注意点などを各土木所に通知し、業務の改善を行きと思われる。	

Ш

	不っ 道守業業証い 金工指内方で 路工指内方で といって といって といって といっとのに での 作のとのに まんに おんりん とん に よん に よん 作 検 つ	一番の記載が
各土木事務所間で統一したルールを定め、発注指示記録を整備し、 業者の作業報告との照合ができるようにし、指示記録と業者の作業 報告(出来形)とを照合することに		-
	で構成でするのす。 通・を。 道・を。 道・を。 道・を。 道・を。 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	ሣ (
事前の現地 状況把握不 足により工 事変更が生 じたものに	おいたいあいたいというというというというというというというというというというというというという	
	の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	Ŝ
工事開始時には既に綾上町役場により隣接地が盛土されており、 設計変更が生じた工事があった。 綾上町が工事を行うに当たっては、隣接地の所有である県と調整	のののののでは、 一回のに、 一回のに、 一回のに、 一回のに、 一にのに、 一にのに、 一にののののでは、 一にのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	

県
報
平成

Ш

平成十七年三月八日

10 10 10 10 10 10 10 10					事 造 個 項 現 週	
工事の発注に当っては、 規述状況を十分に調査し、 実情に合った工事発注する よう指導した。 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査した。 ・ の教行については特別 と考えられるが、今後は、 ・ の教のが発生する場合には、本課とも協議し、最も 適切な契約方法を選択する よう指導した。				(2) 工規長規化等の問題別のある工事について	(二)他工事の費用が混入していたものについて	2115
工事の発注に当っては、 規述状況を十分に調査し、 実情に合った工事発注する よう指導した。 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査し、 ・ お規制に対応を調査した。 ・ の教行については特別 と考えられるが、今後は、 ・ の教のが発生する場合には、本課とも協議し、最も 適切な契約方法を選択する よう指導した。	により明確にしておくべきと思われる。 また、工事原価の積算において、 諸経費が発生しないリース料に諸 経費率を乗じて算定された金額を 現場監視業務のコストとしていた。	務に関する仕様取り決めは一切な されていない、適切か什様を事類	情報伝達を密にし、発注までの事 前段階で計画を立て、工期短縮を 図るべきである。 この工事の場合、現場監視業	河川維持修繕工事において、さまざまな理由により、再三にわたり工期が延長され、1年超の長期を要している工事があった。この工事には、次の問題点が生じていた。この地区では文化財保護法の申請や漁業関係者との調整や工法の検討など、同時並行的に進めることも可能と考えられ、部内でのことも可能と考えられ、部内での	開路改修工事において、1の取合工事を、もとも1の取合工事を、もとも1項由に随意契約を結ん1の変更としていた工事工事内容が異なる工事)工事として契約等の手のである。	お握していなかったこと設計変更が生じる結果と設計変更が生じる結果とる。今後はこのような情部門と連絡を密にし、設計で事前に反映させるよう。
(3) は、	仕様書等には「ファイでは、日本株書等に出示するとともに、今後、このような特殊な事例が発生する場合には、本課とも協議し、最も適切な製約方法を選択するよう指導した。	と考えられるが、今後は、 特殊が同日「し」では特別		発注工期については、 発注工期については、 注前に現地状況を調査し 法規制・協議項目等の把 に努め適正な工期設定す	工事の発注に当っては、 現地状況を十分に調査し、 実情に合った工事発注する よう指導した。	
上応のに 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関	下道社	×	9 .			
上応のに 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関			がにこれに			
算はず、現場監視業務について監視に係る直接費を加えて積算し、それに係る直接費を加えて積算すべきであったと思われる。 高校の外壁工事において、当初 全面防水型仕様であったものを、国水が直接かからない部分については一般塗装とし、節約を図ったこれに一般塗装とし、節約を図ったことから設計を再検討し、コストの安い方法を採用したものと思われるが、もし外壁の状況が悪くなければ当初の設計とおりに工事があった。当初より現地調査を慎重に行い、コスト節減ができる工法による適切な設計を行うべきである。 指摘内容(要約) 指摘内容(要約) 下水道公社事務局保有の収入印紙について、その使用頻度に比し、保有量が多く、対率的な形式が見受けられた。また、平成14年度及び翌年度においても使用がないにも関わらず、使用見込みによらない現で	納事務にいて		選め		211CコE	- [] []
 	下水道公社事務局保有(紙について、その使用頻度紙について、その使用頻度保有量が多く、効率的なけわれていない状況が見受た。また、平成14年度及1においても使用がないにすず、使用見込みによらない数見された。	指摘内容(要	る財務事務および財団法	れるが、もし外壁の状況ければ当初の設計どおり行われていた可能性が高行われていた可能性が高の無駄遣いとなっていたある。 このように工事中途に外壁塗装工法を変更するへ、当初より現地調査をい、コスト節減ができるの適切な設計を行うべき	では、	算せず、現場監視業務に視に係る直接費を積算し視に係る直接費を加えて積算 係る諸経費を加えて積度 あったと思われる。 あったと思われる。 高校の外壁工事におし 全面防水型仕様であったがであったができたができたができる

び、工事費が増加した計を再検討し、コストを採用したものと思わた採用したものと思わし外壁の状況が悪くない別計でおりに工事がた可能性が高く、県費 に工事中途において、 去を変更するのではな り現地調査を慎重に行 が減ができる工法によ 仕様であったものを、 かからない部分につい 装とし、節約を図った を行うべきである。 なっていたおそれが 悪へ、追加的な工事 工事において、当初 壁の状況が当初設計 設計段階における吹き付け材の使用区分について、 は指導項を職員に指導し、 適切な設計に努めた。

び財団法人香川県下水道公社の出納その他の事務

	われていない状況が見受けられた。また、平成14年度及び翌年度においても使用がないにも関わらず、使用見込みによらない購入も割目された		
使用見込数量以上のI を行わないこととした。	下水道公社事務局保有の収入印紙について、その使用頻度に比し、 保有量が多く、効率的な購入が行	出納事務に ついて	下道社水公
講じた措置等	指摘内容(要約)	項目	区分

平成十七年三月八日印刷発行	楽に呼いと	
刷発行	薬品、試薬について、管理簿と 現物との照合を抜取りで実施したが、大東川浄化センターにおいて 抽出数11件のうち、4品目に差異があり、管理簿が作成されていない。また、金倉川浄化センターにおいても抽出数12件のうち、1品目に差異があった。 薬品管理について、以下の改善点が指摘される。 薬品管理については、薬品管理については、薬品管理については、薬品管理については、薬品管理がある。 薬品管理については、薬品管理第で保管場所別に数量確認を行う必要がある。 た行う必要がある。 法質時における実地棚卸について、担当者以外の者による立会が必要である。 主要薬品の使用状況等を記載した運転日報には、作成者欄、数量確認構、承認構を設け、決裁ルールを定めることが必要である。 主要薬品の付別にで要と思われる。 は、発量について受払簿を作まる。 は、発量について受払簿を作成も、主要薬品について受払。要と思われる。 は、発展について受払簿を作まる。 は、発展について受払簿を作成さ、所成者、数量確認者、大き、大き、大きに、が表しているとともに、よるを記しているとともに、所成者、数量確認者、大・方式者、数量確認者、大・方式者、数量確認者、大・方式者、数量確認者、大・方式者、数量確認者、大・方式者、数量確認者、大・方式者、数量確認者、大・方式者、数量確認者、大・方式者、数量確認者、大・方式者、数量確認者、大・方式者、表すに、が、大・対、大・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対	収入印紙について、大量に在庫を保有する必要はなく、必要時にタイムリーに購入し、余分な在庫を持たずに効率的な運営に努めるべきである。
印刷発行所	平成16年4月に、「薬品管理規定」を策定し、薬品管理の統一化、適正化を図ることとした。	
香	薬薬を品田図	
川県		
广		
(購読料月極二千五百円)		である。 劇薬については、本数管理だけでは不十分であり、重量単位で管理することも必要と思われる。
三千五百円)		
70		